

別紙 再公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
26	「介護職員等処遇改善加算」移行予定調査事業	<p>①テーマの問題意識 令和6年6月以降、処遇改善関連加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う(令和6年度末まで経過措置期間)。 その際、要件の再編等を踏まえ、賃金体系や昇給の仕組み等の整備をしていない事業所を中心に対応を促し、新加算への円滑な移行や、より上位の区分の加算取得を実現していただく必要がある。 そのため、令和6年度末までの経過措置を通じて、令和7年度に向けた新加算への移行計画の有無・内容等の調査を実施して施策の立案に生かすとともに、準備が不十分な事業所を必要な支援に繋げ、加算率を維持・向上させる必要がある。</p> <p>②実施すべき事業内容 ・新加算への移行計画(移行予定の区分、移行時期、新加算の要件の認識、必要な対応の実施予定等)の有無・内容等の調査 約2万件程度 ・新加算への移行に向けた必要な情報提供や窓口の紹介(上記の調査と同時に行う) ※事業者に対する必要な情報提供や、更なる照会先の紹介等を同時に行う観点から、調査手法は電話で行うこととする。 ※調査対象の選定や、電話番号等の必要情報の提供は老健局において行う。</p> <p>③成果物の体裁 調査結果の適時の報告を行うとともに、結果を報告書にまとめる。</p>
32	「介護職員等処遇改善加算」への円滑な移行に向けた支援ツール等の作成について	<p>①テーマの問題意識 質の高い介護サービスを継続的に提供していくためには人材の確保が喫緊の課題である。そのため、令和6年度介護報酬改定では、これまでの処遇改善にかかる加算につき、要件を緩和した上で新加算に一本化、さらには加算率を向上させるなどの対応を図ったところ。この見直しに伴い、これまで処遇改善にかかる加算を算定していなかった介護事業者はもとより、可能な限り多くの介護事業所がより上位の区分の加算を速やかに算定できるよう取り組む必要がある。 ※新加算への一本化は令和6年6月以降、令和6年度末まで経過措置期間。 ※要件の再編等を踏まえ、賃金体系や昇給の仕組み等の整備をしていない事業所を中心に対応を促すため、令和6年度の経過措置期間を通じて、様々な支援ツールを作成・公開し、事業者の取組を後押しする。</p> <p>②実施すべき事業内容 新加算への移行に向けた支援ツールの検討・作成・公開(以下は例) ・現行の各加算の算定状況(18段階)を入力すると、それぞれに応じた移行パターン(満たすべき要件等)を提示するツール ・任用要件、賃金体系、研修計画、昇給の仕組み等の整備のための賃金規程等のひな形 ・広報用資材の作成(パンフレット、特設サイト、動画等)</p> <p>③成果物の体裁 ・Word・Excel等のファイル、特設サイト(Webブラウザ上でのツール、動画等を含む各種広報用資材を掲載)</p> <p>【本事業の特記条件】 ・介護事業者の就業規則・賃金規程等に知見を有すること。 ・各種広報につき経験を有すること。</p>
56	特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>○近年の特養における動向として、配置医師のバックアップ体制を整備し、協力医療機関に急変時等に備えた連携とする要件を義務化、緊急時の対応方法について1年に1回以上見直すことを義務化したところ。このような諸制度の改正を受け、今後の特養における医療ニーズ等のサービス提供体制のより充実させるための具体的な方策について検討することが必要である。 ○さらにハード面においては、居宅生活に近い中でケアを行うユニット型施設の整備を進めているが、令和5年度改定検証事業において「多床室と比べるとユニット型施設は費用がかかる」、「増改築等の費用確保が難しい」との理由から、定員数を引き上げるための施設整備が進まないことが課題となっている。 ○そのため、本事業においては、有識者の意見をふまえ、施設職員(医師、看護職員、施設長等)に対しアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、特養内のケア体制をより充実させていくための外部医療サービスと特養のあり方等の方向性を明らかにし、今後の施設整備として、入所者の特性や地域の実情に応じてどのような方向性が考えられるか、今後の特養におけるあり方について報告書を取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・有識者による検討委員会を設け、報告書を取りまとめた経験があること。 ・医療若しくは介護に関するニーズ調査を実施した経験があることが望ましい。 ・具体的な調査内容については、厚労省と協議の上決定する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
63	高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業	<p>○高齢者は、要介護・要支援となる以前は、他の世代と同様に、医療・介護のみならず、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、多様な分野の多様な主体との関わりの中で地域生活をおくっているが、要介護・要支援になると、医療・介護との関わりが主となり、それ以外の主体との関わりが薄れ、それまで有していた日常生活における「選択肢」が少なくなることが指摘されている。</p> <p>○加えて、生産年齢人口が減少し、医療・介護の専門職の確保が困難になる一方、支援を必要とする高齢者は増加する見込みである状況においては、医療・介護の専門職がより一層その専門性を発揮することができるようにしつつ、地域の多様な主体の力を組み合わせることで、高齢者の地域での日常生活を支えていくという視点にも立つことも重要である。</p> <p>○この点は、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」でも言及されており、「地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充」として、例えば、市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業による支援を行いながら、地域の多様な主体が、自己の本来的な活動も含めて高齢者の介護予防や日常生活支援に資する取組を行うことができるようにすることや、「高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大」として、いわゆる継続利用要介護者が利用できる介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを、住民主体によるサービスから拡大することについて検討する必要があるといった提言がなされている。</p> <p>○そこで、この提言に基づき、高齢者が、支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続することができるよう、高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスに参画するための方策や、高齢者が継続的にサービスを利用できるようにするための方策等を整理する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、モデルとなる市町村を複数選定し、市町村の介護部局や生活支援コーディネーター・協議体と共働で、以下を実施する。</p> <p>① 同市町村の高齢者の介護予防や日常生活支援に関するニーズ・課題を踏まえた上で、地域で高齢者の介護予防や日常生活支援に関連する事業（例えば配食、ハウスクリーニング、入浴施設やスポーツジムの運営等）を行う民間企業を調査する。</p> <p>② 市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスA（訪問・通所の複合型サービスを含む。）を民間企業に委託する際に必要な情報や、民間企業がサービスAを受託するために必要な情報（地域の要支援者等のニーズやサービスAを受託した場合のメリット等）を整理し、①で調査した民間企業と連携して、サービスAの構築に向けた取組を実施する。</p> <p>③ サービスAの利用者が、要支援から要介護となった場合でも、本人の希望に応じ引き続きサービスAを利用できるようにするため、市町村がサービスAの継続利用可否を判断するために必要な情報や、高齢者等がサービスAの提供者に求めること、サービスAの提供者が市町村等に求めることを把握し、対応策を検討する。</p> <p>④ ①～③による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>
64	地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業	<p>○高齢者の地域での日常生活を支えるためには、医療・介護のみならず、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる分野の多様な主体との連携が不可欠である。しかし、多様な主体が市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、現状では市町村や生活支援コーディネーター等との接点も少ない。</p> <p>○昨年12月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、以下の提言がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、介護予防・日常生活支援総合事業と民間企業等の地域の多様な主体との接続を促進することが必要。</li> <li>・ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要。</li> </ul> <p>○そこで、この提言に基づき、高齢者の介護予防や日常生活に関する課題を踏まえつつ、これに関連する幅広い分野・地域で活動する多様な主体と、市町村・生活支援コーディネーター等との接続を促進する観点から、都道府県が生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築したり、市町村が生活支援体制の強化のための取組を行ったりする際の方策等を整理する必要がある。</p> <p>○このため、本事業では、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>&lt;都道府県による生活支援体制整備事業プラットフォームの構築の支援&gt;</p> <p>① モデルとなる都道府県を複数選定し、都道府県庁の介護・企画部局等と共働で、管内市町村における高齢者の介護予防や日常生活に関する地域課題、生活支援体制整備事業により設置した協議体の運営等に係る課題を把握する。</p> <p>② ①で把握した課題を地域の民間企業等、高齢者の介護予防や日常生活支援に関心がある多様な主体・これを束ねる都道府県組織との連携により解決するため、都道府県・市町村／多様な主体・これを束ねる都道府県組織それぞれが、連携にあたり必要な情報（両者の現状の取組や、連携して課題を解決することにより両者に発生するメリット等）を整理し、収集する。</p> <p>③ ②で収集した情報を、市町村、生活支援コーディネーター、協議体の構成員、多様な主体・これを束ねる全国組織等に周知する等、今後必要と考えられる新たな連携の構築に資するプログラムを内容とする、シンポジウムを開催する。</p> <p>&lt;市町村が行う生活支援体制強化のための取組の支援&gt;</p> <p>モデルとなる市町村を複数選定し、市町村の介護・企画・産業部局、生活支援コーディネーターと共働で、生活支援体制整備事業を活用しながら、④⑤の取組を行う。</p> <p>④ 高齢者を含む地域住民・地域の多様な主体とのタウンミーティング等を行い、高齢者の介護予防、社会参加、日常生活に関する地域課題の洗い出しと解決策の検討を行う。</p> <p>⑤ ④で検討した解決策のうち、民間企業等との連携が必要なものについて、民間企業等との連携体制を構築し、解決に向けた事業を企画して実施する。</p> <p>⑥ ①～⑤による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>
97	介護人材確保対策における福祉人材センターの今後の事業実施に関する調査研究事業	<p>○介護人材の確保については、喫緊かつ将来にわたる重要な課題であり、これまで様々な人材確保策を講じ、分野毎に様々な施策や研究が進められ、対策の方向性・事業の実施主体も変化してきているところ。</p> <p>○今後、更なる総合的な介護・福祉人材確保策を進めるため、福祉人材センターの事業内容の変遷や現時点での施策、好事例、課題等の収集、整理を行うとともに、民間職業事業者の取組の研究等も行い、有識者に意見を伺いながら福祉人材センターの事業の今後の進め方等について検討を行う。</p>